

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第65号



電子マネー（プリペイドカード）を

悪用する詐欺にご注意ください

ネット上で使える電子マネーのID（10桁の番号など）をだまし取り、換金される詐欺被害が増えています。

どのように始まる？

詐欺業者は、不特定多数の携帯電話に左図のようなメッセージを送信して、連絡してきた相手に電子マネーを購入させ、IDをだまし取るがあります。

電子マネーはどこで買えるの？

詐欺業者は、「近くのコンビニで購入しろ」と指示することが多いようですが、電子マネーはドラッグストアやネット上でも購入できるようになってきました。カード形式で販売しているものやコンビニの専用端末で印刷するタイプがあります。詐欺を疑い、支払い要求にはご注意ください。

こんなメッセージは詐欺かも！

裁判を起こします

有料動画の閲覧履歴があります

料金が未納です

身辺調査をします

芸能人に会えます

話し相手になってほしい

簡単！高収入！

お金をあげる

～に当選しました

プリカを買ってきて

IDを教えて

ひとりで悩まず、すぐに相談しましょう！
消費者ホットライン ☎188 警察相談電話 ☎9110

相談事例紹介

占いサイトのトラブルに注意！

今月の相談

ネットの広告で無料の占いサイトを知り、性別、生年月日、メールアドレスを入力して送信したら、「会員登録が完了しました」とメールが届いた。無料占いの結果を知りたかっただけで、登録するつもりはなかった。次々とメールが届くようになったが、どうしたらよいか。

無料と思わせて、個人情報を入力させた上で有料の占いに誘導するサイトに登録したと考えられることを説明しました。サイトからのメールは一切無視するか削除するよう伝え、メールアドレスの変更を検討し、不審な電話は着信拒否をするよう助言しました。

最近、占いサイトやアプリに関する相談が増加しています。会員登録をすると、有料のポイントが必要なメッセージのやり取りへ誘導され、高額な鑑定料を請求される場合があります。占い師から「あなたは特別に強運の持ち主だ」と自分だけに向けられた言葉と思わせるメッセージが届いても、実際には多数の人に送信されています。また、やめたいと申し出ても、「鑑定を最後まで受けないと不幸になる」と引き止められることや、複数の占い師が登場してやり取りを継続させられる場合があります。相手の言葉をうのみにせず、自分の意思でやめることが大切です。

その他、複数の占いサイトや占いとは無関係のサイトからメールが大量に届くことがありますので、個人情報には気軽に入力しないようにしましょう。利用する際は十分注意し、困ったときは消費生活センターへ相談してください。



☎ 幕別町消費生活センター (☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	幕別町役場 1階相談室
札内		札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類		忠類コミュニティセンター

令和3年7月6日以降

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!



注文していないのに
あなた宛てに届いた商品

一方的な送り付け行為への対応3箇条

その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。
対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

